

貞丈雜記

十五

73
6822
15





門 73  
號 6822  
卷 15

貞丈雜記卷之十五

鳥目類之部目錄



- 一 錢の事
- 一 鳥目歳正と云事 三ヶ条
- 一 大判小判金銀の事 四ヶ条
- 一 古の枡の價の事
- 一 永殘の事
- 一 知行何石と云
- 一 料是要脚の事
- 一 古の金銀通國無と云
- 一 銀殘の事
- 一 丁百の事
- 一 菊繚の事 二ヶ条

雜記十五

目

昭和41年12月20日  
原安三郎



41- 9187







鳥の首結くわり馬  
 鷹一連とらり  
 みよりくわりさき  
 鷹をまり付  
 鷹のお板いふ  
 鷹乃せき流  
 軍陣架とらり  
 軍陣はをまり  
 奉神たり

鷹の首結くわり馬  
 禁野とらり  
 こくわりめとらり  
 鷹の尾の名あり  
 鷹たり後  
 別はり  
 葬送の架とらり  
 軍陣はをまり

物数之部目録

祝儀七五の數用とらり  
 折一合とらり  
 鉦子をハ一枝とらり  
 禮一領とらり  
 鯨一尺二ヶ条  
 弓を一つとらり  
 おの寸尺を定とらり  
 弦一條  
 葦目一腰

神道八の數とらり  
 一具とらり  
 鞆一口とらり  
 曹一とらり  
 弓小一とらり  
 大とらり  
 酒一献二献  
 うとらり  
 矢二とらり



保侶をハ一領と云  
 涉殺をハ一合と云  
 抛子之事  
 戻風の事  
 籠の事  
 輿一丁と云事  
 綿織屯と云事  
 戻風一よりひ

言語部目録

一 卷数をハ一枝と云  
 一 帯の数を事  
 一 小袖の事  
 一 志何の事  
 一 墨膳指の事  
 一 布縮あとの事  
 一 晝夜の時の数を事

殿之字の事  
 何寺何院何軒等事  
 貝おろひの事  
 籠有と云事  
 とのゐる事  
 沸うよひの事  
 弓射る事  
 あねごおぢごおぢご  
 伯叔父母の事  
 物忌物騒

一 杖之字の事  
 一 欵樂と云事  
 一 貴人食物の事  
 一 かここま事  
 一 上日と云事  
 一 酒をここん餅をかん  
 一 あにきと云事  
 一 おやぢや人  
 一 強合期  
 一 仕合悪あい



無効神

尋常

故實と云ふ

花飾といふ

頼て穂との字

花をおと云ふ

汚意を好

称唯と云ふ

おこのま

汚の字

比真と云ふ

ものまを云ふ

無是といふ

式正といふ

婦くさといふ

新事雑収

たろと云ふ

先徳先隆

仁のり人

今武家供と云ふ

ごせんあれ

料理と云ふ

抄留と云ふ

ワハこと

支換

於時と云ふ

参賀

そげんといふ小舎人

陳といふ

何といふ

かふと云ふ

物惜と云ふ

古書といふ

申次

叙用

荷用

されこと

園の事

あやと云ふ

おまやと云ふ











三事料ハ物の代おの心之要ハかあめとよまては物  
あくてハあゝぬむ之足も脚もあゝとよむ字義の  
世よを名づりありくる足あひること一依之料  
足要脚あゝとよむ

一鳥目を貫文を百疋といひ百文を十疋といふる漢金  
將軍の時代北條相模入道言時我すくあて扱との  
奢をきよめたる中ハ犬を多く集めたるをてたの  
一みとす依之近國ハヤ替ハ犬を求る目くのもの  
あれハ後ハ近國ハ犬もあゝあゝとあよりて犬の代も後を  
出されて遠國より犬を引寄せたる之の犬の代も出させたる

後犬一疋の代十文と出す十疋の代百文百疋の代を費たる  
錢を何疋と云ふ是より始りて

一後を費たるを百疋といひ百文を拾疋と云ふ事異雜後

は昔ハ室町殿の時代江州依本殿の  
云云 赤臣中村をあらわす記云云料是十疋廿疋といひ

此犬追おの時河原者犬をもあつた百疋をあらはす貫と  
五疋疋をあらはす五百文と云ふ犬一疋ハ拾後ハあゝるもの十後  
を一疋といひ百文を十疋といひ貫是犬追おより物と云ふ

一鳥目貫疋と云ふおは記もあゝ或ハ言射入道犬を集め  
より起りとも云ふハ犬追おより始りとも云ふ扱はるる事也

三十三延應二年庚子九月廿日庚寅の記文云涉家







一腰砂金十兩は目録より調達勿論之南阿砂金より  
あり旨黄金として納むは目録より黄金と石紋調達  
きく是等の目録は黄金又金子ありあり今の大  
小判の事あり板金を一金を切て造り出すを  
云はぬと云は神の見板金と云は金を切たるを  
のこりと云くは板の板よりすくおのこりと云く  
其川には板金をひらうの事五枚十枚百枚といふ  
折又ハ葉の板ありにきくは板金を又只一枚二枚  
も何枚かはは板金をとて色をあけはるありあり  
但し目録よりお書きする事なく半金と云は折あり

しとも云金もも銀もも火ももどて細き針の箱  
一流しこ半の如くしたるを入用紙と切つて  
違物ありも古ハ砂金も黄金も常の違物  
よありまれの事なくは目録より西阿しを飛も  
残はうし不足あり折紙を出て残をハ割る  
折紙は書する布をきく事なくは折紙は小粒を  
より付るありありし金銀通身あり天正年中の以  
より出来し武田信玄甲州を通用せし甲州  
判と云金ありしと云くは五六分斗りありあり  
たるありしと云くは持付しる事あり



東照權現宮の所代慶長年中より佐渡の金山を初  
徳圃の金山出采して金銀母を多くあり大由少由  
小粒の粒も年々増えして天下の賤賣を以て  
かゝぬ粒を以て古の金銀少なり故に銀を物  
の代物と云ふを以て通用するものありたゞ銀も目  
半通用して銀物也

大判小判小粒ハ慶長元年より始りて是を慶長  
金と云 丁銀も同様の始り

いよいよ四十六代孝謙天皇卅代天平勝寶元年  
陸奥國より始りて金を造上り

一 銀ハ四十四代天武天皇所代白鳳三年三月對馬國より  
始りて銀を造上り

一 いよいよ金の陸奥國小田と云ふ所より出たり万葉集  
に家持の歌に天忌の所代さうえんとあらずと云  
のく山よこりて花さくともありこの年花さくともあ  
るは今も妻あきある金山の事にして庭訓雜事  
小鳥の歌をとりて以てハ金銀ハ太刀かき銀を以  
のかぎりて引ひて物の代物と通用せりといふあり  
一 佐渡といふ事日記にあり 版ノ字スミテヨム 尺素雜事  
乾龜弱不名田彼對邊分莫大之佐渡天後等記

名田トハ夕田  
ト云事也昔ノ



詞々天役トハ  
禁裏ノ御用ノ  
役ヲトスル也

東鑑卷三十三  
云所撰大嘗會  
ノ用途事毎田  
地一段可進濟  
錢二百文之由宜  
下セラル  
季瓊日録永享  
九年九月十八日  
當院勝定院領  
錢銀免除之

治之次身之とあり義教公湯元服記は所身位後後の  
事と何多段ハ段町の段あり段も町も田の坪數之上古  
ハ二十歩を一段とす 日本紀孝徳天皇の記は是より  
一步ハ二坪也六尺五寸四方也 後世ハ三  
百歩を一段とす一段とのりるを今ハ一反と云て段錢と  
いふ田一段ハ何ヶ錢何種と云り何ヶ錢を云ふと何ヶの  
字刻ヨ目一有之 後中日記 親元日記ハ云 磯川時義の  
日記あり 寛正六年八  
月ノ記ハ云後小松院三十三年忌湯佛奉料禁裏所  
料所美濃國伊自良段錢百一段別拾疋宛今之  
配之今月中可被惣追之若有難滋後忘之族者  
堅可被處罪科之由 所ハ作中ニ 仍執達出件

寛正六年八月三日

散位之種  
下野守貞基

伊勢守殿

伊勢伊勢守貞親也

右一段別拾疋トハ田七反ノ付目百文ノ役錢ヲ出之

一室町殿の日記ニ曰

貞丈云此室町日記ハ義晴公以後ノ日記也義  
晴公ノ未ヨリ義輝公時代秀吉ノ以マテラ記シ  
タル書ナリ平  
カナノ書ナリ

一中間元の木綿三十五疋賈取所役舟彥三ノ上セリ

三ノ上は後元ハさうま本めんハ今不ど一疋ヲ付寄置六  
七厘ノ上賣買トハハ是もさうまおとぬ本めん  
トハハ是も今ハ宛高ハ有るは心付テ有之ハ



一 此局元々……元切米拾貳百より多くひりし中世を伴  
越は以此兵庫の賣買を以て廿六匁三分五厘の由  
まのりや新左衛門の中は元切米拾貳百より

十一月二日

林甚五郎

岡村右衛門殿

佐野権助殿

飯尾五右衛門殿

古ハ天文九年の年之是より元百年秘ハその之を價  
高トシテ元より……寛永の次の末ハ本綿一疋六百  
文位之米もそれハ隨ハ多クあり元禄の以米一石の代

銀百目本綿一疋の代を貫は百文とあり七又七八拾  
匁の米價もそれより少元の言中ありぬば……  
時代あり……  
幾百文古ハ丁百之近代九拾六文を百文とす……寛永  
年中寛永通寶を鑄られ……  
……  
九十六文を  
百と定むる

一 知り字百石を永拾貳文と古定の……  
永樂後之の痕あり……永樂後ハ大明の二代の天子  
太宗自……の代永樂九年は鑄られ……後之日本



後小松院沙代在永十八年と南を將軍ハ義持公の代に  
 其の永樂後日本は海軍をもちて西用し後ハ日本  
 まで永樂後を請へ西用しけり其の代は西用  
 ても永樂後を請へ西用しとて寛永通算の請ハ明正院  
 沙代寛永十二年は始て請ふれたる也 近きは上代中沙  
 下代と云ふはあり  
 一 今の上代と云ハ上代より傳る中沙といふ大略なり  
 海軍たる中沙といはれり其を請たる沙の事を云ふはあり  
 一 ちんりんと云ハ浪の吳名也南溟と書くことと云はれり  
 性今の下代ハ沙也の善き浪今の中代ハ沙也の善き源平盛衰記は 中宮の沙代の事あり  
 あり千をめぐり  
 一 砂金子両南溟百所劔七振と有り又同書十四の巻ハ  
二位入道  
 入寺の条 宗盛の秘苑の白鳥の名を南溟と名付れり

ありに白きありと云ふ是元より 白く光りて是を浪は  
 似る南溟と名付 職人  
 其款合の條白子細工の祖はちんりんと云ふの危うありあり  
 ちんりんと有り又ハ潮歩の現ハ 白く光りて是を浪は  
 似る南溟と名付 白く光りて是を浪は  
 似る南溟と名付 白く光りて是を浪は  
 似る南溟と名付  
 一 南廷又南庭と云物東鑑の中ありと云ふ是より教を  
 三十五年かゝるより按むるハ南の南溟の畧也  
 一 南溟ハ浪の子也廷の字又危の字ハ皆畧也  
 一 是れ本字ハ挺也南溟ハ挺ハ法元と云ふ字ハ浪を挺の如  
 くしるものなり 南溟ハ浪を南挺と云ふはあり  
 一 唐綿十端唐綾絹羅等百十端南廷三十唐黑十



同卷廿九、以卷箱十疋南庭、<sup>一</sup>被充布施物、<sup>二</sup>同卷三

シ文アリ其文ニハ卷箱十疋南庭一トアリ又卷廿二モ南庭見  
タリ○墨又蠟燭ナトノ類ヲ一挺ニ挺トイフモ其カタチホソ  
長クシテ挺ノ如クナルユヘ一挺ニ挺トイフ也南庭ノ廷モ其意  
ニテ挺ノ字ナルヘシ挺ハ杖ナリ古ハ金銀ヲ錢ト同シク通用スル事  
ハナシ金モ銀モ板ノ如クコシラヘテ板カ子ト云又竿ノコトクシテ  
竿カ子ト云是ヲ進物ナトニモスル物也ソノ板カ子サホカ子ヲ  
切テ武具其外道具ノカザリナトニモ用ヒシ也古書ニ金五  
十兩ナド、有ハ秤目也今ノ如小判五十兩ノ事ニハアラズ

知行何石と云事ハ申シハ何費文といひ、<sup>一</sup>ありあは  
記き、永拾費文を百石といひ、<sup>二</sup>ありあは

鷹類之部

一 鷹をばさるハ武家の有実ヲ何ぞも公認する物  
るハ武家ハ鷹の事知れどもいひこれをもとに秘  
ハあらざる中舊記ニ云たり書札難ク書きよ云  
別鷹の道ハ兵衛内と申しても武士ハ人よりい  
不苦奏志等あらざる鷹を渡シハエリ  
鷹居鷹居の事めしよをいひんと申ても又加ホコまつ  
ハ但為時冬桑内と申す末練の事ニ云々禁案















この秋尾流和  
尚の書。下巻  
見えたり

つらう枝よきぶを付るるをまよ抄よぬ梅の  
枝よきぶを付るるを尾本の時のたより  
あつるもあれが故実よかきもぬ  
書を枝よきぶを  
より未四枚目より

唐土よてハ鷹を志のよよもゆ乾し南宗書よ  
賢ハ鷹た<sup>二</sup>索狗とあり又古歌よもく鷹の元  
よりきくもきかひもくもろく人ハ志よき元  
公あよても鷹をたよもえらよて武家ハ知るる  
あ江家次第よ云たよ居鷹者執背雜枝と云  
或説よ公家ハハ考よ鷹をきえらよと云ハ誤  
鷹の所よも書をつらう故よも鷹よもくもをハ山

徳うると云ハ山の物と田の物とかけ推かり山  
の山の  
ありは田の物あれもて田徳といはぬハ山徳と  
云へ一はいそれハ鷹を山の物をとらふ  
奉式之されを鷹の考といハ雑字の多しよこれハ  
田あふりとも山徳といハ半本儀ハ田徳といハ  
半ハあき名目也  
鷹の家兩家あり政頼流誣流と政頼流の  
元祖ハ唐崎大納言政頼と誣流の元祖ハ  
祢津神平と古ハ天子の由鷹をハ持明院殿  
づるまひしと云も鷹の故実よのあよ傳へ



ら新あまへし

鷹の名と云ハ雛子の多し其外ハ鷹のうづら鷹  
のひげり鷹の鶯あまへし 鷹の名を云へ 上古日本  
ハ鷹の後  
世ハ時ハ昔雛子を云へ  
せハ其の事あり

鷹の首のかいらくちと云ハ首を鷹の死する時その首  
のむちを小刀でとぎきりてきりてを取出して鷹の  
の餌は飼之を小刀でとぎきりてはをかひらちと云  
人はききまよもかひらちを人の身へかけて出さぬハ  
らち常祝にかひらちと云も鷹のむち毛をぬきしれ  
して徳と云ふあり

鳥のむち毛と云ハ首の口まの下の物也

たうしぬきと云ハ鷹の道コテの籠子の多したぬきと云  
子貴之鷹ヨウ鞆コウと書てしつしぬきと云むし鞆ハ

ことと云字ハ鷹のむち毛と云鷹たぬきハサ四寸  
ハ分但身より一ハ鷹のむち毛ハ裏より二寸半  
皮を返したるべしと云

鷹の餌袋の 餌袋といハも袋は鷹の  
体籠し名ハこの事也 緒の結はまよも  
ぎらちのうびと云結ハ括ありと云まよもといハ  
徳の端より出さし首と云ハ口より出さし一方ハ  
首の首をけりて結ハ括ハ鷹の道の初より尋らぬ







一 鷹のハ一羽二羽といふは一連二連といふ鷹の二足

二足といふは一牙二牙といふ

一 禁野といふ河内國交野は禁野といふあり天子の

法狩の地也よのつきの殺生を禁野といふあり禁野

といふ古惟言親王にあり狩り終ひし金色の三足

の雛子を好むとされし禁野といふあり

里をまづて禁野といふ

一 鷹のみよりたゞとてみよりといふ鷹の右より

といふと鷹の丸のみよりといふ鷹を丸のついで

て我々のさへあたる方あるありありといふ

ハたふとていふ子のついでといふ鷹の丸

の子のついでといふ子のまゝといふ

いふ者のついでといふ鷹の丸

このついでといふ表の雛子の女を云

鳥を禁野といふ源氏物語行草の巻は花人の在

つ耐をいふは一枝たてまつるを

海抄云竹の枝のり葉言七尺五寸普通の柏木より

葉せげく香くして表裏は毛おひり毛を竹葉

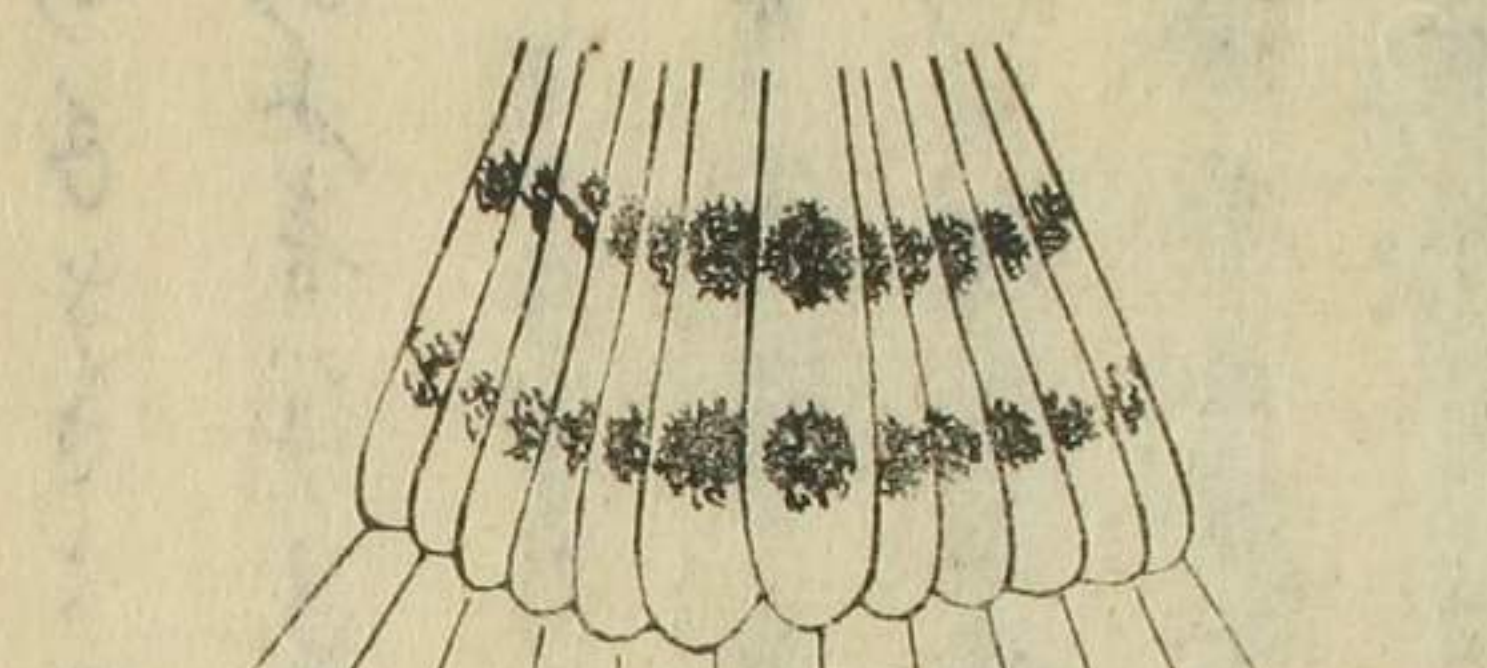
といふ一説云たれんまはといふあし年内の立枝を

いふ旗をたよあげてつる雌をいふ



雌をあげてつく春ハ雌を當てる所あり

鷹の尾の名



以上白鷹記	以上鷹口傳	以上鷹當流次第
芝引	小石打	小石打
石打	石打 <small>石打尺</small>	大石打
鳴柴	ナラシハ	ナラシハ
瀬待	セマキ	ナラシハ
多助	タスケ	ナラシハ
尾魁	ビクイ	タスケ
尾魁	ビクイ	タスケ
多助	タスケ	上尾
瀬待	セマキ	上尾
鳴柴	ナラシハ	上尾
石打	イシウチ	上尾
芝引	シハヒキ	上尾

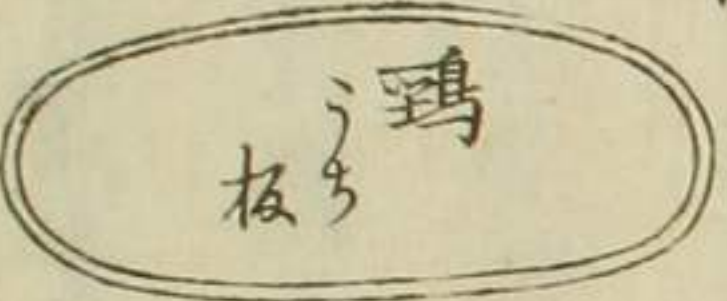
○白鷹記 永和三年卯月六日前関白良基公記

○鷹口傳書 嘉曆三年二月廿三日書寫畢

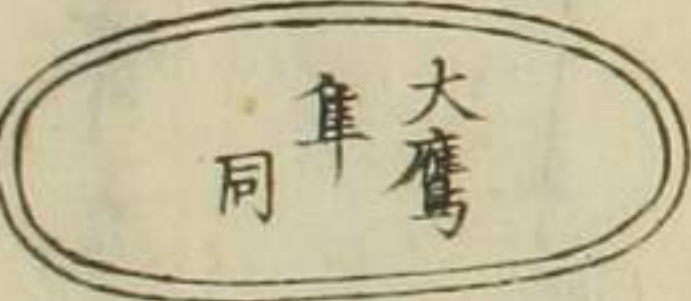
○鷹當流次第年代未詳 古書

一 鷹の赤板のりけ板のぬをうち板と云ハ鷹のぬを  
 をうちと唱ふ所ぬをぬる板ありよりうち板と  
 しの形丸くて厚き魚りあり思ぬるこ

赤板之圖



鶺鴒板  
 一 縁高サ六分  
 一 長貳尺三寸五分  
 一 横壹尺五寸五分  
 他うまき内り



大鷹板  
 一 縁高サ九分  
 一 長貳尺五寸五分  
 一 横壹尺三寸八分  
 他うまき内り



一 魯を待取渡さる河魯存る節申たうらんをす  
り有は時ハ板すてまらるる兼る用言すべし板あり  
ときハ廟をひらき魯存るやハ並べし後を後  
まてもあく魯久しし世安は存て出の河ハ君の元  
怪ありべし

一 魯のせき徳のり揚政殿魯百音飲の信はせき徳とハ  
魯をつく徳又云魯のせき徳を考てまらる魯を  
仕人つく徳ハ大徳のり大徳ハ魯のあかきをゆひ  
智の徳とてがハ存るもあはつあはるも大徳を用る  
大徳の一もせき徳とつあり

一 別是のり<sup>ハツク</sup>維子の中を別是と云し(近來純正の魯百  
首よ云待のりの中昔ハ禁野の維子ハ守野とて是  
も二つありと云はるに魯をとうこちハ名也  
也を待のりをたう出彼化をもとををうらん  
それより待のりハ始りて荒魯のかりをとりか  
よハ待のりハ守野ハあくはるも維子の是を列  
是と云あはるも禁野の維子より起るる南野  
ああがち是と云あはるも維子の是ハ守野に  
別是と云ありと云はるる禁野とハ河内國交野ハ  
禁野と云あり天子の信持はる地ハははれん



籠子の巾をバ列是と名付て堂既すも古書に

一 軍陣より籠を結るホコ 尚流傳秘決 政類流云

敵の方へ向て了結指より裏に冠木を結繩を一室

うけし結へし架衣も敵の方へ向てつるべし籠をハ

こあへ向て可繫ツツガ 指ハはは但條の結を逆指りあて

しよのあはれ可繫相繩を架衣のうへへつて可繫

又籠のあ方の腰に結時ハは例式結へし

一 葬送の籠より架を結る同書云本木もうち木の方

本木の方へあびけて結しをあうの架をさへし外を

軍陣の架の結法も同し繫架ハ然繫之北向まつあ

べし本木西方へ成べし大籠のあは結し

一 軍陣へ籠をのり同書云山徳春秋も刀を返さへし

は一刀にて切そ外ハは

一 軍陣へを鷄雲雀換指のり同書云はは但上下共

竹の切口を刀を返一刀の切し

一 本神鷹より同書云本神鷹よりあをちのて珍付

は竹のあをちのあか角鷹ハ一寸ハハハ一寸四寸切し

ちのめ指上は一寸中一寸末一寸と指さかや中をさして

以上七寸ちむべし珍はあをちを添て尾結 結をさし付べし

見鷹は付るあをちハ長三寸八分一寸四角切てちのめ



五の上より中より末より下よりをむづりて終り  
 たりてすべし

物敷の部

一 祝儀は七五三の数を多用す一三五七九を陽数といふ  
 二 四六八十を陰数といふ陽ハ物を生ずる成をせしむ  
 氣ハ陰ハ物をかゝるす氣ハ依て祝儀ハ陽數  
 を用也陽數の内も初の一と終の九を控て中の七  
 五三ハより用るハ陽氣のさうんあり成を成り成る心  
 也物の初ハよハ終ハおとろろ依て初の一と終の九を  
 除くべし

天地之用の  
 此の数を陽  
 陰を陰といふ  
 たり出也氣を  
 陽といふはき入  
 り氣を陰といふ

一 神道は八の数を以て數多き儀とすより十の











一 たうぶう「おのりたうぶう」の定あぐり調度  
の教りもあす

一 物の寸尺を定るは音の陽教を用べし  
を引べし陽教ハ一三五七九之陰教ハ二四六八十之又音  
とハたとハ二丈四尺より音おも是ハ陰教あり一すの  
又一分う三分も餘計をせし是陽教を用るじ  
凶ありしとハ三丈五尺より音おも是ハ陽教あり  
二す又二分四分も餘計をせし是陰教を用る心  
陰陽の教を引けて用る音をわたり音を  
ハ礼あり

節用集云殊  
廿筋曰一桶七  
筋曰一張一ヲハ  
曰二筋也ト見ユ

一 酒一献二献一度二度と云り師益之教も記す

一 弓の弦ハ一條二條と云又一筋二筋とも云一弦と云ハ  
七筋を云一桶とハ廿一筋之桶と云ハ引け物之  
引け物ハ廿一筋入て逢上より之替法を上古ハ副弦  
とも設弦とも云

一 弓の弦を引たりと云へし一不二不とハ石云

一 墓目一腰と云ハ四ツのりし犬追物の時のりし  
云云と云ハ一束とハ廿のりし廿一以上ハ廿二と云  
り又異説ハ一束とハ四十のりし一把とハ廿一の  
りし是仁田右馬助の説之射方字を居りし説



用ひし

一矢二支しを一子と云ふハ的矢はかぎりたるより外の  
矢をバ一子二支とハハのまじき一ツ二ツ一支二支ト  
と云べし但一子四目一子神以あぐハ一子と云へる  
あれバ一子といふべし

物の数の云様武雜書札道照愚考はあぐあり畧之  
保侶衣をバ一領二領と云保侶衣一領と二代畧縁より  
奏教をバ一杖二杖と云奏教ハ祈禱の札也又一葉と云  
涉接をバ一合二合と云まづておろし入るおハ古案ハ  
勢書書札葉はるり大永五年の古案也

考の教をひと羽や羽と云ふ精の羽は限りたるより  
外の考よりいふべしはと云流あり外の考ハハのちを  
にもとめり

一純子をバ一えと二杖と云ひさけをバ一口二口と云べし又  
純子をバ一口二口ともいふ

一小神一重と云ふ小神の教より

一厚風ビヤウフかむを一むと云原氏あぐま又一隻と云

一志月ハ一ハと云也人唐記ハ一ハと云一頂と云べし

一箴エヒラをバ一ハ二腰と云保元物語ハ尾を云

一雲又ハ臘燭の教を一挺二挺と云ハ挺ノ字ハつ元と  
しし字ハ雲もらるるも枝のこも細き物也



一挺二挺と云く何れもわをもきぬを一挺二挺と云  
ハ皆同ト心一丁二丁と書ハ挺の字むづろき内  
略して挺の字の代り丁の字を假り又用れり

一輿コシあを一丁二丁と云ハ丁ノ字あると云む字も  
一人あて二人あてと云む一人す二人すと云む  
一布ヌノキヌ縮あどの布一疋を一匹と云又一むろと云むとも

いふ之字拾遺物語七布一むろりいづくれあの  
田のよと云せよ畧中は布一むろと云むたれハ畧あをす  
あり不得志と云と思ひて云く日本記孝徳天皇  
大化二年記田一町  
一丈四尺成疋ハラト云くは疋ノ字アラと云むし

一綿ワタ歎屯イクドンと云屯の字ありむると云心ハ軍陣の人敷を  
屯すると云も人敷を集むると云綿一屯の時ハひと  
ゆありと云く倭名抄ハ唐令云綿六兩ハ屯屯聚  
也俗一屯トモ讀疋度チト毛遲

一晝夜の時の敷をおつる晝六時夜六時子の時を才一  
ト申の時を才二ト申の時を才三ト申の時を才四  
ト申の時を才五ト申の時を才六ト申の時を才七  
ト申の時を才八ト申の時を才九ト申の時を才十ト  
申の時を才十一ト申の時を才十二ト申の時を才十三ト  
申の時を才十四ト申の時を才十五ト申の時を才十六ト  
申の時を才十七ト申の時を才十八ト申の時を才十九ト  
申の時を才二十ト申の時を才二十一ト申の時を才二十二ト  
申の時を才二十三ト申の時を才二十四ト申の時を才二十五ト  
申の時を才二十六ト申の時を才二十七ト申の時を才二十八ト  
申の時を才二十九ト申の時を才三十ト申の時を才三十一ト  
申の時を才三十二ト申の時を才三十三ト申の時を才三十四ト  
申の時を才三十五ト申の時を才三十六ト申の時を才三十七ト  
申の時を才三十八ト申の時を才三十九ト申の時を才四十ト  
申の時を才四十一ト申の時を才四十二ト申の時を才四十三ト  
申の時を才四十四ト申の時を才四十五ト申の時を才四十六ト  
申の時を才四十七ト申の時を才四十八ト申の時を才四十九ト  
申の時を才五十ト申の時を才五十一ト申の時を才五十二ト  
申の時を才五十三ト申の時を才五十四ト申の時を才五十五ト  
申の時を才五十六ト申の時を才五十七ト申の時を才五十八ト  
申の時を才五十九ト申の時を才六十ト申の時を才六十一ト  
申の時を才六十二ト申の時を才六十三ト申の時を才六十四ト  
申の時を才六十五ト申の時を才六十六ト申の時を才六十七ト  
申の時を才六十八ト申の時を才六十九ト申の時を才七十ト  
申の時を才七十一ト申の時を才七十二ト申の時を才七十三ト  
申の時を才七十四ト申の時を才七十五ト申の時を才七十六ト  
申の時を才七十七ト申の時を才七十八ト申の時を才七十九ト  
申の時を才八十ト申の時を才八十一ト申の時を才八十二ト  
申の時を才八十三ト申の時を才八十四ト申の時を才八十五ト  
申の時を才八十六ト申の時を才八十七ト申の時を才八十八ト  
申の時を才八十九ト申の時を才九十ト申の時を才九十一ト  
申の時を才九十二ト申の時を才九十三ト申の時を才九十四ト  
申の時を才九十五ト申の時を才九十六ト申の時を才九十七ト  
申の時を才九十八ト申の時を才九十九ト申の時を才百ト



身一の時をバ一をうらひて残九のをおく子時 身二の時  
 をバ二をバあどして残八のをおく午時 身三の時をバ  
 三をあどして残七のをおく巳の時 身四の時をバ四をあ  
 どして残六のをおく未の時 身五の時をバ五をあ  
 どして残五のをおく申の時 身六の時をバ六をうらひ  
 して残四のをおく酉の時 身七の時をバ七をうらひ  
 して残三のをおく戌の時 身八の時をバ八をうらひ  
 して残二のをおく亥の時 身九の時をバ九をうらひ  
 して残一のをおく子の時

一 屏風一よりひとの二双の多し一ひつとひつと 子箱子箱 下より下より  
はあみつゝ二よりひつと 皆一對皆一對 の多し 日本記一具  
 の字を一よりひと 二よりひとをあとの具具 足足 たるをよりひ  
 とより二よりひと 三よりひとをあとの具具 足足 たるをよりひ

言語之部

言語の言葉を知りて用ひしを  
 よめし心持かききるありお記之

一 何より殿と云殿ハ官殿の殿して殿殿の多し一の殿殿  
 をあどして人神ありあやまひして何より殿と云  
 たとへば右神宮ハ幡字あどの字の字の心之海人  
 藤友云於内裏殿ト申ハ執柄家之外不不 可可 有有  
 関白殿ハ意義ハ其攝政殿何より申サレハ其於此  
 申スニ徳人無異也親王ヲバ於此前何殿トハ  
 不不 可可 也

一 何より板の板上古ハ ありあやまひして京於將軍時代也



つれづれ云ふ  
 ほかさるの  
 き女房トアリ  
 所あるト云二回  
 シ相  
 永享九年將軍  
 義教ニ源倉持  
 領持氏ヲ征伐セ  
 ン為ニ吉ヲヨセ  
 富士見ニテ駿  
 何ニ下向セラル、  
 時飛鳥井雅世  
 供奉シテ富士記  
 行ヲ書レシ其発  
 端ノ文ニ公方極富  
 上御濃ト書レタ  
 リ此頃既ニ極  
 字ヲ用ヒタリ

水記小大青  
 揚テナヤウ天下  
 之及の名極大内  
 左系大夫義教  
 道をこれと思ん  
 自のともハ歩  
 法而極の内め  
 かけし名  
 かけし名  
 沙所極トハ義  
 洪をき  
 藤余年中行支  
 藤倉内  
 日ヲ皆何極  
 書テアリ事  
 徳三年ニ暮夕  
 ル書ニ東山殿  
 代ナリ

公方極等持院殿極あど云ハ中以下ありあはし  
 されども平人極を記するハ旧記は見えす書札の  
 旧記も皆殿をうりて極の沙所あり道照思系  
 日云何殿極の極の字のあり正始ハありき  
 但更より書るも極の字賞殿のゆる  
 以とも正得ありき之能く可加分別之用害記  
 云云是才也状は先沙代を何院殿極といハて書  
 持院殿とバウリ左も右も極之右極方以分也  
 和云云ル人中いし商代は沙所極を極と  
 書りあるも又可極記云云るある院殿殿由ん

し書り一院と云ふハ中以下ありあはし  
 公方極と何り又新極とあり上云極下云極と云  
 も有るハ極と云ふと云ふハ極と云ふハ極と云ふ  
 公方極といふは公方むきと云ふは新極ハ極と云  
 云ハ極ハ上むき下極ハ下むきと云ふハ極ハ極と云  
 左云傍智欲謀師極と云ふは執事極との引出物と云  
 殿中極のあり内々義ハ一と云ふは極殿系を極と云  
 云ハ殿中極とい殿中向といふは極と云  
 何寺何院何軒何庵何富と云云寺院軒庵無極  
 皆何殿の殿と同意あり極と云ふハ殿文字付あり



事上古の法之、東都将軍時代より中比より版文を  
を付てよびあり、旧記は善法寺版聖徳院版  
之室院版実相院版あり、あり本或ハ版文字あり、  
ト書きあり

一昔ハ祝儀の多ハ病氣と云るを懐て病氣といふ  
て歡樂といひけり、昔ハ祝儀を多と云ふは、  
詞中にも多きを言ふたる也、又祝儀ありて版中  
もても歡樂といひ、越旧記は、寛正六年正月版中中次記云  
依歡樂不悉之時、兼日以清文狀之、如例檢校版中  
用く記云、寛正六年正月版中一獻、如例檢校入夜松清庭

東鑑卷三十一云  
嘉禎二年丙申  
正月小一日己未  
晴概飯お粥  
今日不被お粥  
蓋依歡樂云  
出所之故也云

和能能立、昨夜之觸申、涉言、涉能供之外、爰如  
始、涉何能、涉供、元以例年、涉何能、但一色式、  
幡版、細川右馬頭、版、此、あ、不、無、  
樂と書て、より、二、び、た、  
て、飲、  
心、  
一、貝、合、セ、  
魚、  
貝、  
等、



大正、作ヲ書ク  
ル又ラ宜キ事ト云  
被政ノ宜キ事ノ  
以テ文ニ示ト出  
ルルヲ示シテ  
見タリ是古  
也

このころのころを具ありせとおわめくるとあれ  
ばうひあひせともいふべき事あれども款合番合務合  
根合などの合は紛る、故具おわひといふをよとす  
— 貴人の食料をおあがりは膳おあぐと人のいふは練き  
酒といふは供佛といひ多しともいふ方にては供  
佛と申すもいふ

— 示といふ詞を今時の貴人へ對してはありがごとく云  
ふ古いあき事なり古は公方極へも示と申すこと武難書れ  
篇は能何と依に感下内書は海頂載先以示を存は  
又云去月廿八日涉教書今月三日玉来畏頂載仕は程以

示を存はあぐと云ふ言あり涉内書は涉教書も  
方極の由書書くそれを頂載して示といふは能と  
この詞は近代のあぐといふは貴人へ對して云ふ示と云  
はかたじけなくも氣もあぐと云ふことたは穢き志は貴人  
へ涉目もあぐる事あり難き事あるふゆへ出されて涉  
目もかたじけなくも事もあぐは目もいふこと  
慌ふむと又慌かき事おきも慌かすことすはけもあ  
げくもいふ慌心之難くも氣もあぐと云は  
— かたじけなくも云はかたじけなくも貴人、主人の威勢をおそ  
る心之畏の言をいふことすもあぐと云ふこと



畏入ゆあぐく云又言古き状あゆはむくと時公  
 中ぐくをわくもあぐくも貴人をおとれつと  
 て時す。心むねむもあぐくをわくもあぐくも  
 是も貴人の作をおとれ傳もむに羊知まをさ  
 を世ひぶをおとれつと時公をわくもあぐくも  
 かつとあぐくもあぐくもあぐくもあぐくもあぐくも  
 時公をわくもあぐくもあぐくもあぐくもあぐくも  
 一 宿と書しとあぐくもあぐくもあぐくもあぐくも  
 一 通書日をミヤウニチ上日と云又書日と云通書日と八夜日

古記ニ荷用ト  
 アリ官仕ノ事也

一 時よりひとひ又時よりひとひは家仕の事と  
 云もは家仕の事と心づく人あり時よりひとひは  
 時公の習を指しては家仕の事と云つと時公と云  
 一 上家方又ハ酒を九ん解をわらん味時をひ時を  
 志らん時公と云く官物又時公を付てりも時公  
 院僧心の京都將軍時代の人 書並れし海人深芥と云書よ見たり  
 其以於軍家の女房元もそれを學びて時公を  
 されしと云 時公ハ上篇公記よ見たり  
 一 時射ると云く能く射るを射ると云の字深てハあぐくも  
 的出張記よ見たり



一 今時人の兄をあたきといひ伯父ををぢきかぐらふの  
何にきこをちきみといふ事をこの事を畧してきこ古  
ハ兄君伯父君あぐらひといふこと

一 あにごあやごおぢごおぢごあぢごあぢのこひはのまごうや  
まひて清と云ふ清ハ清前を畧したまふあははあ  
祿はあといふむご一説はあにごあぢのこひはのまご  
いふあやまうごあぢあ母はああまはあ娘はああ  
まはあまのり

一 又の子を昔の人のあやあや人又あやあやまのこまひ母の  
を母とや人といひ兄のちを見どや人あぐらひといふこと

世の人又のちをあぢと云はあぢとや人といふちをあぢ  
あぢといふこと

又伯仲叔季ト  
云事アリ伯ハ統領  
ナリ仲ハ二男ハ叔  
ハ三男ハ季ハ四男  
也伯父仲父叔父  
季父ト云モ皆事  
也又ノ三ハソノ身  
ヲ叔父ト云四ハソ  
ノ身ヲ季父ト云  
父ノ兄ヲ伯父ト云皆  
ヲ也

一 おぢのちを伯父叔父といひあぢのちを伯母叔母と云ふ  
はあぢといふむ叔ハあぢといふむごあぢの兄ハ伯父と  
父のちハ叔父と父のあぢハ伯母と父のいふことハ叔母と  
母の兄もあぢと母と近世又盲あぢ人伯叔のちけ  
をあぢと云ふして父方のあぢあぢを伯父伯母と云へ母方  
のあぢあぢを叔父叔母と云へる人あぢあぢといふ  
難合期又不合期あぢと舊記はあぢハるはあぢぬと  
いふこと







一人の事を知りてその事と云ふは、お中々とうと云ふは、お内ふ  
と云ふは、いふ事を出るは、いふ事より出せしむといふ事あり  
これらハ人を知りて知るは、おぬる事あれども古より此  
風俗の傳りたる事と云ふは、その事もつゞけられ、不審な  
ある物ある事記之、今の人の知る事も後ハ、知るぬ  
指しあふ事

一 故實コキツと云、詞ハ唐土の書より出る事と、史記魯世家に  
云、故實、故事之是者、云、いふハ、故實といふハ、始りたる事、  
云、いふ事と云ふ、云、いふ事又、女選四十六人、は、云、故實、先王  
之道也、云、いふ事ハ、故實といふハ、むづの天子禹王陽王

女王あとの定の事、云、いふ事、いふ事、いふ事、日本、いふ事、  
る事、方、いふ事、神武天皇、いふ事、定の事、云、いふ事、  
と云、武、いふ事、ハ、桓、いふ事、いふ事、いふ事、  
云、いふ事、いふ事、いふ事、いふ事、いふ事、  
一 祝、いふ事、いふ事、いふ事、いふ事、  
一 福、いふ事、いふ事、いふ事、いふ事、  
一 謙、いふ事、いふ事、いふ事、いふ事、  
一 人、いふ事、いふ事、いふ事、いふ事、  
一 左、いふ事、いふ事、いふ事、いふ事、  
一 杖、いふ事、いふ事、いふ事、いふ事、



式ノ肩ふとを四季  
の肩と心ほぐ  
はよりて作。透か  
るゝあぐらにあ  
やうに式の的を  
四季の的と心ほ  
ぐもあぐらあや  
ま

故宛行あき人をとを是とより料理あはれ

一 へとあぐらと云河日記は有り花飾とまてと寄の詞は

結搦とあはれ同 過職とまてる本あれとあやま

一 合点といふる昔札の款よりあす

式正といふる旧記は有り是ハ親式を正し時の事又式と

汁のり同意と式正の時式正の膳式の立文式の大的式

の眉あぐらと式皆同意と本式と云心也

一 頓て又徳と云河日記はいくとも有りやぐらと云はあ

と云は同 秘と云るを云はあはれ

とみと云河を頓の字とやうにと云は同 河より

一 まちをこふより引くると云河弓矢の款に記す

一 あくさく云河古ハあき河と云はくさく云るあぐら

小神 のしめみ 料理 七五三の膳款 吸物 鮎のあつ物

さ帯 下げ帯 かけさ かけさ かけさ かけさ かけさ かけさ

若ハきぬと色むと云又ひつと云あぐらと云はくさ物

河皆本式とあぐら物ハハくさくと云るを付ていふあり

これらハ昔今世の詞とむうハあ

一 花を折ると云河ハ人の衣仕家あとの袴を外出立のあり

せしほをそあやうふとあぐらとあはれとあはれ人唐記は

行列新調は花を折てゆとすまるとりらと有り又一條



良書の尺素往来も面々出立可なり折花之中兼及はあり  
東鑑卷世嘉禎三年二月二日ノ条、御出候又殊被刷  
供奉人清撰各行粧殊折花太平記卷三主上笠置  
法没落、条云同十三日小新帝登極のよし、カイフクて長持堂  
よりだつり入らせ給ふ供奉の法は花を折て行粧引つらふ  
と書てもくさくいとむ昂雜の字のむらさくいとさ  
を江戶の御よはこびくとさ又くびいとさといふ  
ともさあり

キヨイ  
一 御意を得ると云ふ人のあつひ入料管をばるとさふこ

古き状の葉文は披を形状の書とのあまはつるさとい  
つふ又言あり是ハ向の奏者小心をさつて披を思をばく  
頼といふむして御意をばく、ゆゑに御意といふ作と  
さふよはあふ事を母の美人の御初を御意と心づかり  
あやまりて御意の御さうらゝゝ美人の御初を古の御後  
といひてよ意といふもさ方の御さうらゝゝ作の御さあは  
一人唐記ふたゝだの御行とささるゝまたゝゝあはたさ  
け者のさゝ大久保を御の忠教が家記

東照宮御立腹ありてたゝゝと作方ゝるゝえゝり  
身よりの御さ御用を御田御田似麝香物ゝ人狐麝香



時此田藏田出入殺故日本我夏ニモナイ夏ニ死者曰田  
 藏ト是危ラウサレバト悪クモ死人カククニ又曰ク言  
 後ある

暖暖暖院也好  
 名のすえおのり  
 善ふあつこの中  
 と云善哉あり  
 孝院は善院の  
 むせりお事た  
 云女房の御  
 入のめすれつ  
 には男はす  
 女をよと  
 あり  
 云家ことい  
 のをえ標骨と  
 云え標骨ハ  
 一のまをを  
 いらつと云  
 いらつと云

人のよが対いいらつと云  
 と云古左様はいい  
 郎冠者ウハシヤとよぶもあ  
 の風俗を今も傳へ  
 男いよといふ女い  
 主人のいひのま  
 ね親主  
 ね親主  
 傍者

こころいひのまのあつ

- 主人貴人などの私宅と出入あるを光俊と光隆と光  
 兼と云はひやき家（主人出入あるを家の光と名  
 心と光の字を付て云）又俊隆ともいふ
- おこの志又いおこごのまき又おこつさかどく云りから  
 たまけのまを云いおこごのまきいたけら
- 式正と云り前のち式正と云りを終正ともいふ是  
 家徳の明月地を外古書は終正と書くもあり
- 仁い人又さるとある人かどく云り是利及時代の書  
 ありんがらあつおとあつ人のあをいふ











一 ざれども一たざれども一かゝる御の事なすむいふ  
 一 ぼくざれども一あゝい初原氏物語外古書あり  
 一 そげいふ小舎人といふ枕草紙ありと云ふはいつか  
 ざれども一たるを云ふと抄物よと云ふ  
さうぶつものこと  
とらふ目一紙  
 一 園の字を古書に孔子と書るもあり又定家卿の明月記  
クナ  
孔子  
又定家卿  
又定家卿  
又定家卿  
 孔子とありを園の字とむはざれども書るをいふもむは  
 ず不審あるべし是を記し  
 白状と云ふ書札の部は記す  
 粟トヤと云ふ陳の字のあつたはしむ何の事か

原氏物語の事  
 の美よと云ふは  
 あつたはしむ  
 つくしの美は余  
 こゝかふひか  
 んへいものあれ  
 又あつたはしむ  
 又いふは又也  
 幸の事いふは  
 あつたはしむ

一 におもふを口まじひのわら陳の事とて時ハ悪事を依  
 て能きまじひにいひまじりうすまじり陳の事と云ハ非  
 悪事をいひ終らうす不終らぬ事  
 一 あやまること云ハあやまちあるを云ふとて時ハ我悪事を悔  
 て教規を法かをあやまること云ハ非  
 一 何と云ふい行くべいあどく云へいの初ハ原氏物語枕草  
 紙外古書あり今も田舎のいといと云初ありべいハ  
 庭の可の字スキといふ音通じぬ故と云ふをいふ  
 一 云也江戸の人と田舎者のいといと云初を笑ふ非  
 一 お志や日といふハ作あるの畧語也お志や日といふハ



又同考よけふ  
ことあんいね  
のいふ

しあゝの畧格とまあると云ふ決意あるの畧格と昔古  
風の詞と今も田舎のいかにの詞残すなり

いふはうと云ふ用もあきむびるをまに今い思ひをす

あをいづつと云ふ淋之徒の字イタダラとまむし

けうかると云詞古の書はあう真があるの畧格と

真があき又おつけあきあどと云詞のあきと云ふ其の心は  
オホケ

ていあらず真がある大あると云ふ

あもるも云いあつどくると器の字之草字と云ふ其と  
ルとキ五音通じり  
キ五音通じり

書之 器、字シリダク  
マカルヤムト 其詞を退け出あどと云ふ其と  
所を退くと古き書は大和(ま)りる何づの許し

まのりたるあどと云ふ我家を退て行心之つはあき  
あありやと云も云ふ其を退てきぬをやまをむし

古ハ夜廻りまも書入るあやしと云ひてありきし  
也原氏抄タの書  
そ外古き書あり ひあやしと云危也と江戸にて

火の用じくと云ひてあきと云ふ詞と

面目といふ多を古書はいかにあつと書くまあり

我子を思息といひせがれと云ふ人品之部も記

我書を法前と云ふ人品の部も記

元興寺といふ小見をもとす記之系部あどまの

詞と江戸のそもんどいといふま同く古元興寺

詞と江戸のそもんどいといふま同く古元興寺

詞と江戸のそもんどいといふま同く古元興寺



寺と云ふ事よと云けおありしおの事と云 元興寺の思ひ

侍るといふ詞は借と云と同一詞也 お出あひ

見念と云ハ人のお入るて對面する事し又物を人 げんざん

の思ふ事をも思ふ事入る事古の詞也 げんざん

經營といふ事古書にけいめいあり 原氏物語

の事ふ經營といふ事をいふ事 つれづれ

きんざふらふと云詞はたゆまやうと云詞也

如法といふ事 ニヨホウ

を云無法は對して如法と云無法の法をいふ事 リヨクワイ

意外といふおもん事 リヨクワイ

人々江戸と云無礼の事を意外といふ事

一心といふ文字の通う事 ムシ

云ハ遠慮もあく人の物を不慮と云事 ムシ

をいひゆるむをいふ事 ムシ

をいふ事 ムシ

計會といふ詞古書にあり ケイカウ

をいふ事 ケイカウ

合せていふ事 ケイカウ

たの事ともおの事 ケイカウ

うぬと云ハおの事 ケイカウ

讀本詠集の  
詩は今日不知  
誰計會 春風  
春水一時未と  
白居易が詩也  
春風と春水ハ  
水云一時は来る  
ハ誰が計會と  
一時ハ風と水と  
會合する事也



あるの知れ  
と云ふ

一 ありしと云ハ振舞とも 挙動とも書し人の身の  
ありしと云ハ振舞ふ人ありし食物を食はる  
を云ふまじと云ハあやまりこを犯はぬと云  
ありしと云ハ又ありしと云ハ振舞の二字ハ  
但振舞を云ふまじと云ハ馳走と云ハ馳  
走の二字を云ふまじと云ハて真字に云ふ  
てありしと云ハありしと云ハありしと云ハ古書  
ハ振舞を云ふまじと云ハぬと云ハ振舞を云ふ  
ありしと云ハありしと云ハ源氏物語にもありし  
振舞と云ハ侍中と云ハ同貴人の出ありし

半を云又何この役ハ振舞ると云ハ其役を主人  
の爲ハ勤るを云ハ  
人ハ能を道するを云ハ世と云ハ世と云ハ  
畧語あり  
法志ある又ありしと云ハ其度ありの轉語  
法志ありと云ハありますと云ハ其度ありの轉語  
壬生忠見の家集ハ初書ハありし人のひく<sup>直垂</sup>れを<sup>得</sup>る  
せん<sup>有</sup>とありし<sup>裏</sup>つら<sup>失</sup>を<sup>有</sup>ん<sup>失</sup>とありしと云ハ  
けしと云ハありしと云ハ薩摩國の人のことなりと  
いしと云ハありしと云ハ







詞は努力トリヨウ力の二字を用ひ努力といハカをのりて張ていひま  
むるツクは字心ココロのハカをへ心ココロをゆらぬまの努  
力の二字をつとめてま云も又心を用てたるこあきこ  
和歌ワカあまのいゆめと斗もよむこ

つらつらといふ詞ハ熟の字を著し情の字を用ひ誤也  
未熟ミジュクはあゝ念を入るをつらつらといふ

一尾オコ筋コと云字を音まてビロウとよむ也オコ尾筋元  
かゝ字の訓まてかことよむる本ホかかカカの字かこ  
の者あまのいゆめかかカカ本字ハ嗚呼とも鳥呼とも  
昔イマ老学菴ラウガクアンが筆記ハ曰イハレ蜀人見人物之可驚者

則曰嗚呼字彙鳥見異則噪故以為鳥呼歎所  
異也まゝ又盛囊抄應神天皇の由装束の裾と云物を  
尾のゆり引きユリキひくを戸の間よまこめし時尾筋と  
物ありしよりまゝゆりまゝ用るまたらす目本紀も  
名元ナノざるゆりまゝ應神天皇の由時裾ハまゝ

一昔の俗語ハ物の抱扱の字を支澄と云古書コキまゝ  
たりまゝいさしむとよむ字ハ人の淨穢ケガレあり時澄ト扱トを  
出してあまのいゆめ人の詞をまゝより出る詞コトハ  
古書コキまゝ  
あり詞の活用あり

一辰ツクシをひるまゝを古代ハあまのいゆめイ古今書



集字拾遺物語等の類古き物語はありしなりと  
しあり是をさうり今世女の詞はあはれをすまふと云は  
あり又源順が如名抄は放屁如名倍比流と有り  
是本の詞也

一 陰莖をまらりと云い近世の俗語はあはれ古代より  
名之古今著聞集古事談字拾遺物語等の古き  
書はまらりとあり源順が如名抄莖垂類の類は玉莖  
の二字を出して如名をば出さず牛馬舛の類は陰脈の  
一字を出して俗に云麻良佐屋とあり此は順の時代も  
まらりと云い又今の世はまらりの名をへること云は

和名抄は陰囊の二字を俗に布久利と記し陰核の  
二字をバ俗に云世御の古と記したり陰核は七の世は云  
まんと海の中のうりくことこのうりくを古は魚のこと  
ゆいし之はれは海らの津を魚のこと云は稱遠之は  
らの名子も有実有り何事も古今遠の事あり源  
順は村上天皇の比代天曆年中の人と古き後卷の二  
保延五年四月廿五日畠馬部走り還テ引落敷頼冠  
鞆不殘一物剥取其装束又車等同取之追放敷  
頼拘其摩良走入小屋了き又古今著聞集は元  
取當たる摩良もけがれをれはき又云一生不犯の



尼僧終の時入念佛を勧めれども念佛せざして摩  
良がうろくと唱あうり死をふまへ

一 人の安否を問ふ初は貴人はいは様嫌能といひ上業  
ふいは勇健といひを次はいは堅勝といひ等々まよ  
は堅固といひ下業ふいは空平といひて上中下の次  
身を分るもの古代はいはるをまへ今の世の風俗は  
忍のめくまへ何者の始を定りしるるは石室

一 入眼ニラダシといひ記古きより作り物事の成物志るる子を入  
眼といふあり是は画工の法を常より知る詞人形等  
獸等を画うく可き眼の中は瞳子を然せざして彩色

こましく後て後は眼中は瞳子を入於之又本偶念を  
もま飛を作り彩色後て瞳子を入るし佛像は瞳子  
を入於再眼といふ是又入眼これらありふ准じし  
物事の成物志るる子を入眼といふ

一 濫吹ランスイといひみづりた傷をいふるこ古より作り書言故事十字抄

一 香カウを嗅ぐるる香を嗅くと云是は花のあへり抄

かぐといふも穢しき詞といはるる源成物語梅が元の  
空タカ合せの葉タカ云わうこまといひづるまちをつむろくも  
多めれ人のむよ合せあひつるものさあへてをかき  
ありせぬるよはけうあることおわうりまき香をかぐ







Handwritten text in a cursive script, likely a historical document or manuscript. The text is written in a dark ink on aged, yellowish paper. It appears to be a list or a series of entries, possibly related to a collection or inventory. The script is dense and difficult to decipher due to its cursive nature and the fading of the ink. The text is arranged in several lines, with some lines starting with a vertical bar or a similar symbol. The overall appearance is that of an old, well-used manuscript.



